2 資金の貸付対象となる世帯

世帯とは

生活福祉資金貸付制度においては、同じ住居で生活し、生計を同一にしている方々を一つの「世帯」と考えます。

このような世帯が対象です

(1) 低所得世帯である

- これまで定期的な収入により生計を維持してきた世帯であること
- 世帯の収入が下記の収入基準を超えない世帯であること

〔収入基準〕(平均月額) 2025年度※収入基準は毎年改定されます

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
平均月額	191,000	283,000	344,000	406,000	445,000

※世帯の収入額から、家賃、住宅ローンの返済、定期的支出(療養費・仕送り)等が、一定金額まで控除されます。

(2) 緊急かつ一時的に生計維持が困難な状況であること

- 急いで資金を必要としていること
- 一時的に生計の維持が困難な場合であり、10万円以内の貸付を行い生活費に充てることで、その後はご自身の収入で日常生活が可能であること

※お困りごとの緊急性によっては、福祉事務所等の他機関をご案内することがあります。

(3) 返済(償還)の見通しが立つ

- 資金交付日の翌月から3か月目より開始となる返済(償還)が可能な見通しが立つこと

※一時的に生計の維持が困難な状況が失業や収入の減収による場合、過去おおむね２年以内の就労実績により返済(償還)の見通しを判断します。

上記(1)～(3)に該当する世帯がこのようなときにご利用いただけます

(4) 一時的に生活費に困窮した理由が下記の「貸付対象理由」に該当すること

〔貸付対象理由〕

1. 医療費または介護費を支払ったことなどにより臨時の生活費が必要なとき
2. 火災等の被災によって生活費が必要なとき
3. 年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費
4. 会社からの解雇、休業等による収入減
5. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金を支払ったことによる支出増
6. 給与などの盗難等によって生活費が必要なとき(貸付限度額5万円)
7. 事故等により損害(物損)を受けた場合による支出増
8. 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増
9. 初回給与支給までの生活費が必要なとき

※下記の世帯はご利用いただけません

- 生活保護世帯
- 収入がないか又は少ないために恒常的に生活全般に困窮している世帯
- 多額な負債がある方及び返済が滞っている方がいる世帯
- 債務整理の予定がある方及び債務整理中の方がいる世帯
- 生活状況が確認できない世帯
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯